

狩猟により野生イノシシの捕獲を促進します

掲載日:2019年9月10日更新

狩猟により野生イノシシの捕獲を促進します

愛知県では、豚コレラ対策として、養豚場における防疫対策に万全を期すとともに、豚コレラウイルスを拡散させるおそれのある野生イノシシの捕獲、個体数の削減について強化しているところです。

今期の狩猟については、11月15日(金曜日)に例年どおり解禁し、野生イノシシ捕獲を促進します。あわせて、狩猟に伴う豚コレラウイルスの拡散を防止するため、狩猟者に対して防疫措置の徹底を要請します。

1 狩猟期間

2019年11月15日(金曜日)から2020年2月15日(土曜日)まで

なお、野生イノシシの狩猟期間の延長区域(※)においては、2020年3月15日(日曜日)まで。

※延長区域(野生イノシシ)

豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、
新城市、田原市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

2 狩猟可能な場所

鳥獣保護区等を除く愛知県全域

鳥獣保護区等の位置図は、以下の県環境局 Web ページをご覧ください。

(2018年11月1日現在のもの。今年度のものは、2019年11月上旬に掲載予定)

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/map/index.html>

3 狩猟者への防疫措置の要請内容

豚コレラウイルス感染確認区域(陽性エリア)(2019年9月10日現在、13市町村)において狩猟者に対し、**別添資料**の内容の防疫措置を要請する。

4 防疫措置徹底のための関連措置

- 狩猟登録の申請時(9/10以降)に、防疫措置の実施を確認。

- 登録者に対して狩猟者登録証の交付時(10/15以降)に、防疫資材(消毒剤、噴霧器等)を配布。
- 狩猟期間(11/15～3/15)において、県鳥獣保護管理員(52名)等による巡回パトロールを行い、現場での確認・要請を実施。
- 猟友会と協力連携して、防疫措置の徹底要請と捕獲促進を実施。

5 その他

豚コレラ経口ワクチン散布エリアについては、散布期間終了後10日間(※)は、野生イノシシの捕獲を行わないことを狩猟者に要請。

※野生イノシシ体内に十分な抗体価を付与する期間